

評議員の報酬等に関する規程

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員の旅費等は、紀美野町社会福祉協議会職員旅費規定に基づき支給する。

(費用弁償の支給方法)

第4条 旅費は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。